

資 料 編

- 1 配偶者、恋人などからの暴力の現状
- 2 配偶者、恋人などに対する暴力などに関する意識等

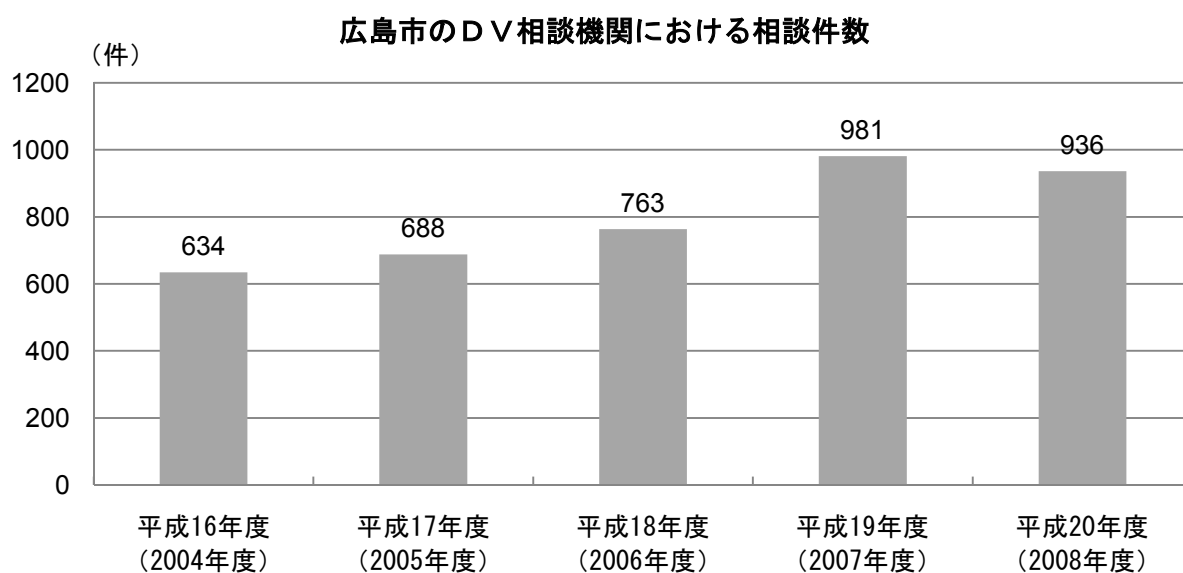
1 配偶者、恋人などからの暴力の現状

(1) 相談の現状

広島市のDV相談機関は、女性相談員による相談（中区厚生部保健福祉課及び東区厚生部保健福祉課）、DV専門相談「ひろしまDVホットライン」、暴力被害相談センターなどがあります。なお、平成21年度（2009年度）からは安佐南区厚生部保健福祉課においても女性相談員による相談を実施し、さらに、12月1日に「広島市配偶者暴力相談支援センター」（以下「DV相談センター」という。）を設置し、中、東、安佐南区の女性相談員をDV相談センターに集約して相談を実施しています。

ア 広島市のDV相談機関における相談件数

平成16年度（2004年度）は634件であった相談件数が、平成20年度（2008年度）には936件と、大幅に増加しています。



【内訳】

区分	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
女性相談員	316件	373件	389件	585件	565件
ひろしまDV ホットライン	207件	170件	247件	273件	300件
暴力被害相談 センター	111件	145件	127件	123件	71件
合計	634件	688件	763件	981件	936件

イ 広島県西部子ども家庭センター（婦人相談所）における相談件数

区分	平成１６年度 (２００４年度)	平成１７年度 (２００５年度)	平成１８年度 (２００６年度)	平成１９年度 (２００７年度)	平成２０年度 (２００８年度)
相談件数 (暴力逃避)	１，８８２件	２，１８３件	１，９６８件	２，４７３件	２，５５１件

ウ 広島県警察における相談件数

区分	平成１６年 (２００４年)	平成１７年 (２００５年)	平成１８年 (２００６年)	平成１９年 (２００７年)	平成２０年 (２００８年)
相談件数	２４０件	３１７件	３２７件	３９３件	４７５件

(注) 保護命令申立ての対象となる暴力についての相談件数のみ

エ 広島法務局人権相談所における相談件数

区分	平成１６年 (２００４年)	平成１７年 (２００５年)	平成１８年 (２００６年)	平成１９年 (２００７年)	平成２０年 (２００８年)
相談件数	１０７件	８２件	１２７件	９５件	９５件

(注) 女性の人権ホットライン等での相談件数を含む。

(2) 一時保護の状況

広島県西部子ども家庭センター（婦人相談所）でのDVを理由とする一時保護件数は下表のとおりです。

区分	平成１６年度 (２００４年度)	平成１７年度 (２００５年度)	平成１８年度 (２００６年度)	平成１９年度 (２００７年度)	平成２０年度 (２００８年度)
一時保護 (DV)	１１０件	９９件	９５件	１２０件	９４件

(3) 広島県警察が地方裁判所から通知を受けた保護命令発令件数の状況

区分	平成１６年 (２００４年)	平成１７年 (２００５年)	平成１８年 (２００６年)	平成１９年 (２００７年)	平成２０年 (２００８年)
接近禁止命令	２１件	４３件	５０件	３８件	４４件
接近禁止命令 及び退去命令	２６件	１０件	２８件	２２件	２８件
合計	４７件	５３件	７８件	６０件	７２件

2 配偶者、恋人などに対する暴力などに関する意識等

平成21年（2009年）8月に、「男女共同参画に関するアンケート調査」（市内在住の20歳以上の市民3,000人を抽出（有効回収率36.0％：男性419人、女性582人）、12月に「配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査」（配偶者からの暴力被害者81人（有効回収率43％：女性35人）、本年1月には被害者へのヒアリング調査を実施しました。

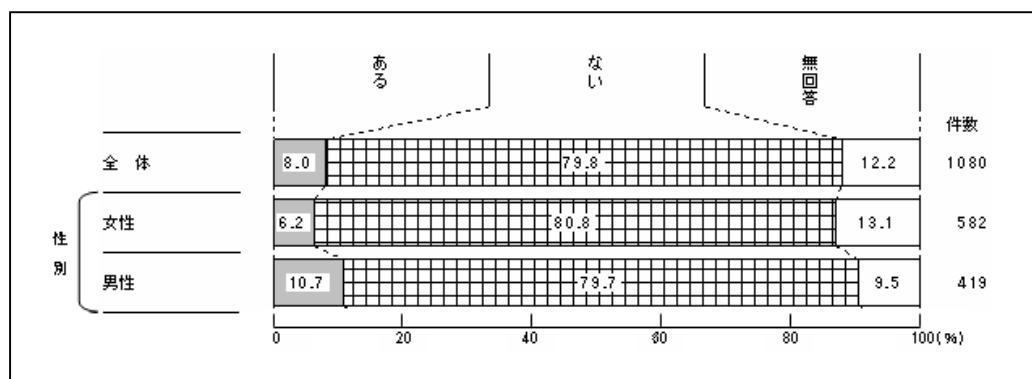
【男女共同参画に関するアンケート調査結果】（抜粋）

(1) 配偶者、恋人などに関する暴力の経験

ア 配偶者、恋人などに対する暴力の経験の有無

「あなたはこの5年間に配偶者や恋人などに対して暴力を行った事がありますか」の問に対して、「ある」と答えた人は、8.0％で、うち女性は6.2％、男性は10.7％となっています。

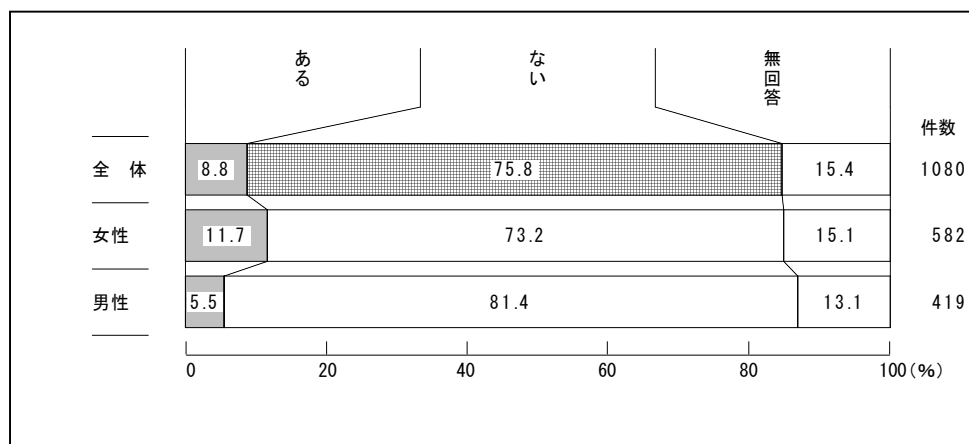
図1



イ 配偶者、恋人などからの暴力の経験の有無

「あなたはこの5年間に配偶者や恋人などからの暴力を経験したことはありますか」の問に対して、暴力を経験したことがあると答えた人は8.8％で、うち女性は11.7％、男性は5.5％となっています。

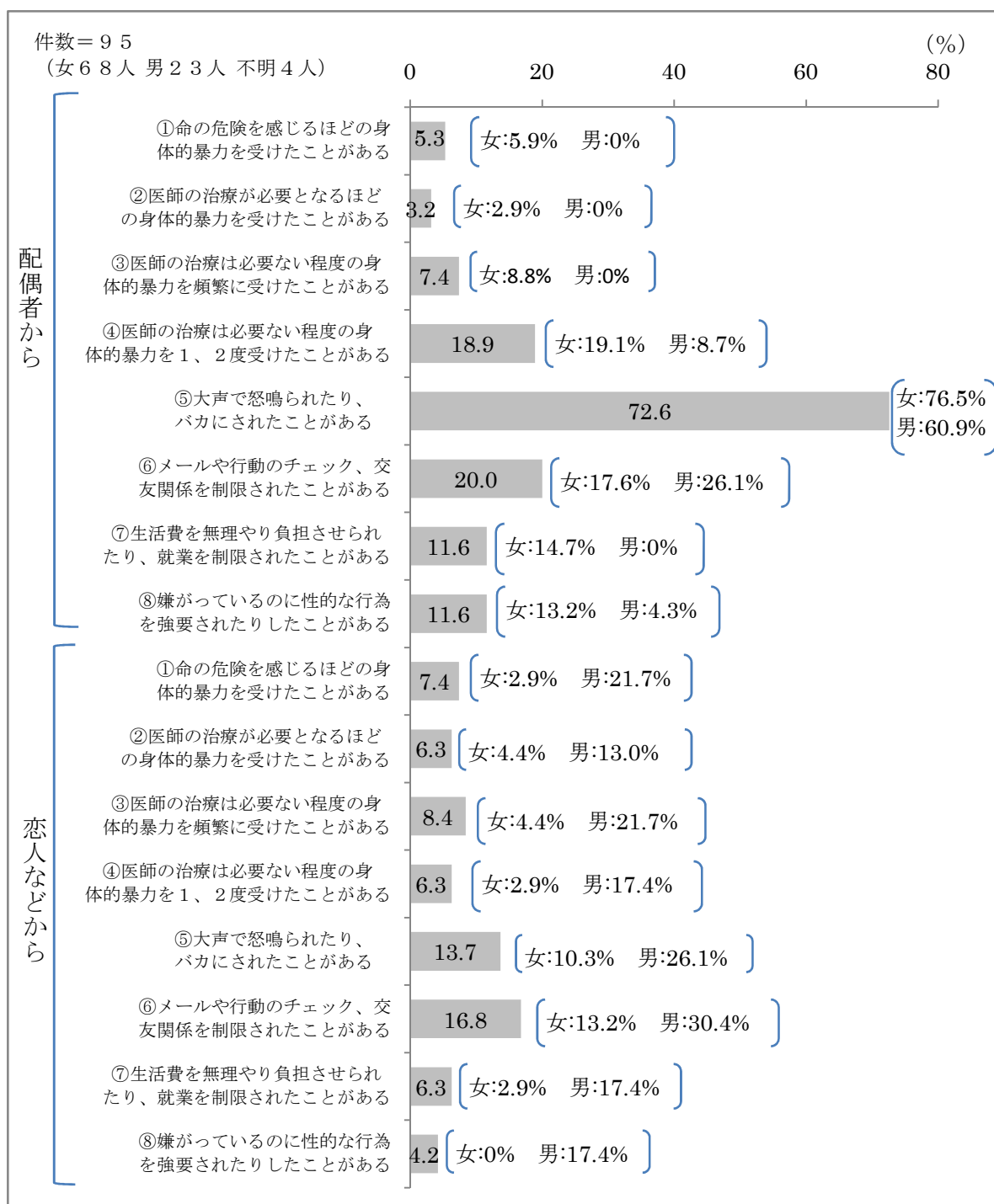
図2



ウ 配偶者、恋人などからの受けた行為

配偶者から受けたことのある行為については、「大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある」との回答が72.6%と最も多く、以下「メールや行動のチェック、交友関係を制限されたことがある」(20.0%)、「医師の治療は必要ない程度の身体的暴力を1、2度受けたことがある」(18.9%)となっています。

図3

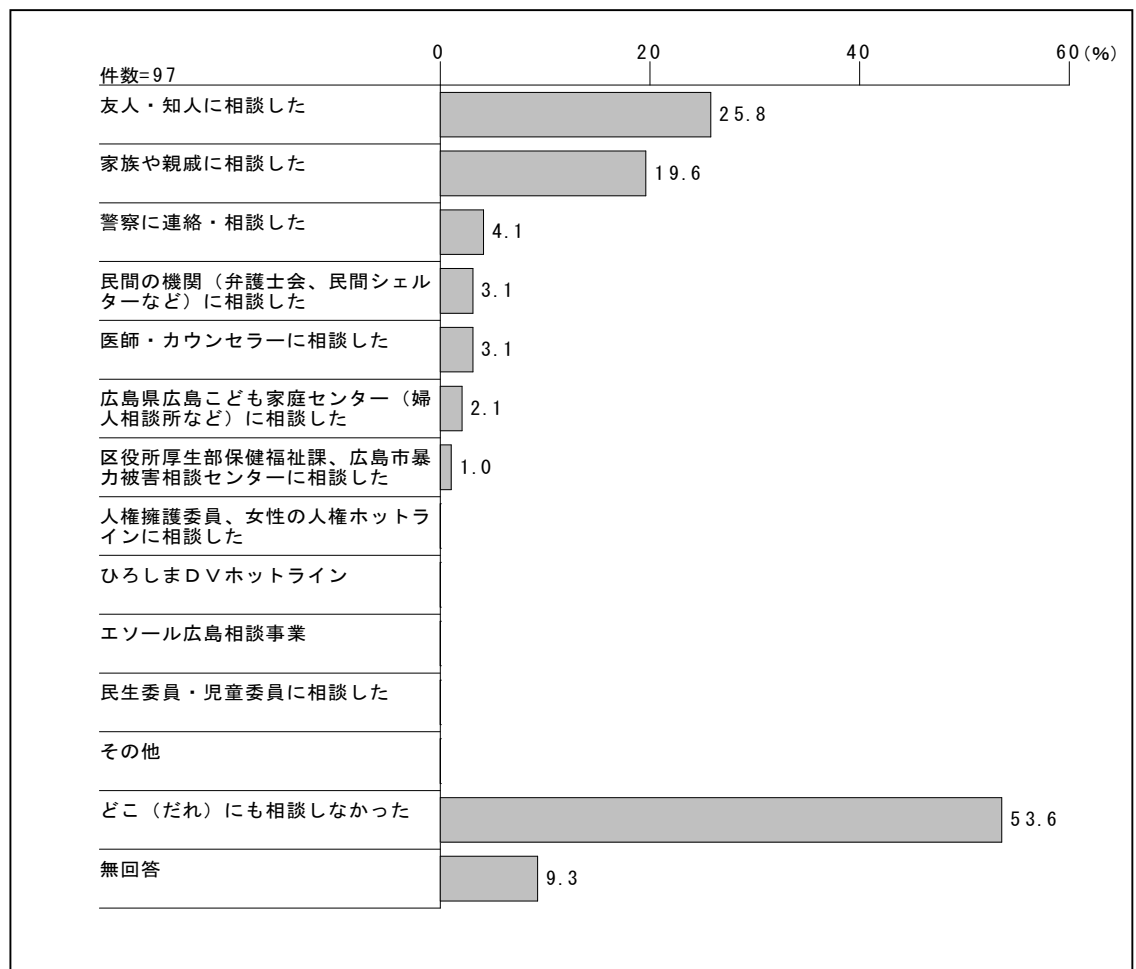


(2) 相談の状況

ア 被害相談

「配偶者から受けた暴力について誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか。」の問に対して、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（53.6%）との回答が5割を超えて最も多く、次いで「友人・知人に相談した」（25.8%）と回答しています。

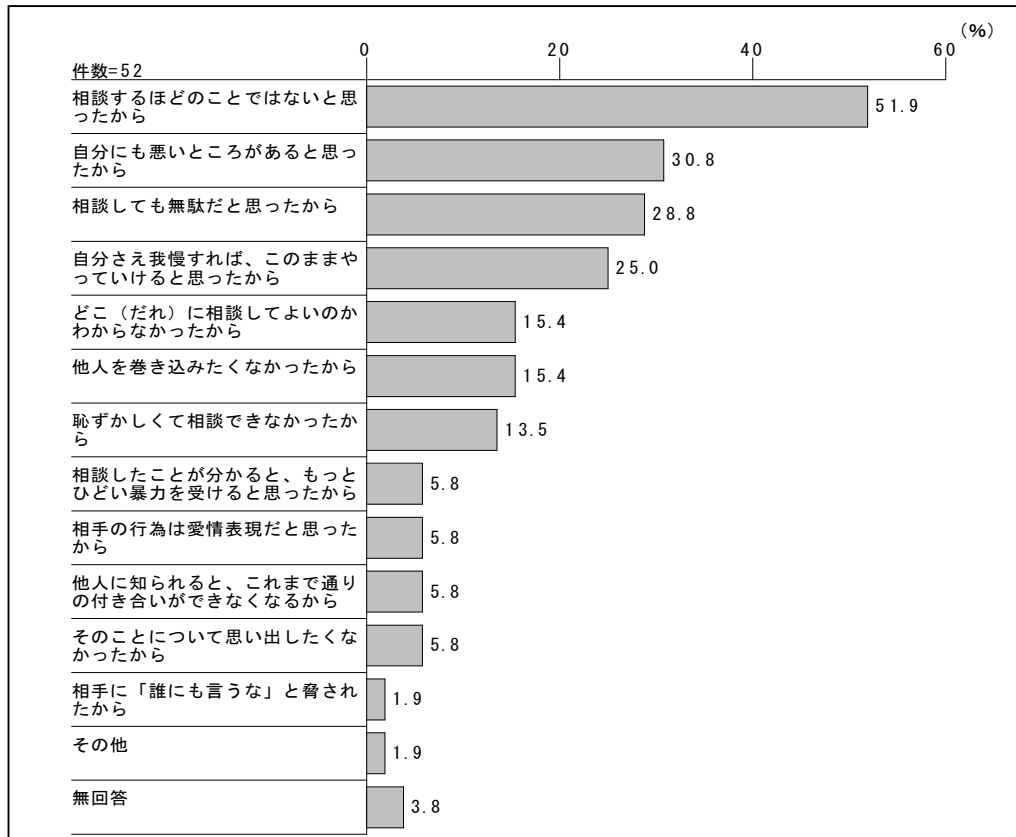
図 4



イ 相談しなかった理由

「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから（51.9%）」、「自分にも悪いところがあると思ったから（30.8%）」、「相談しても無駄だと思ったから（28.8%）」という結果となっています。

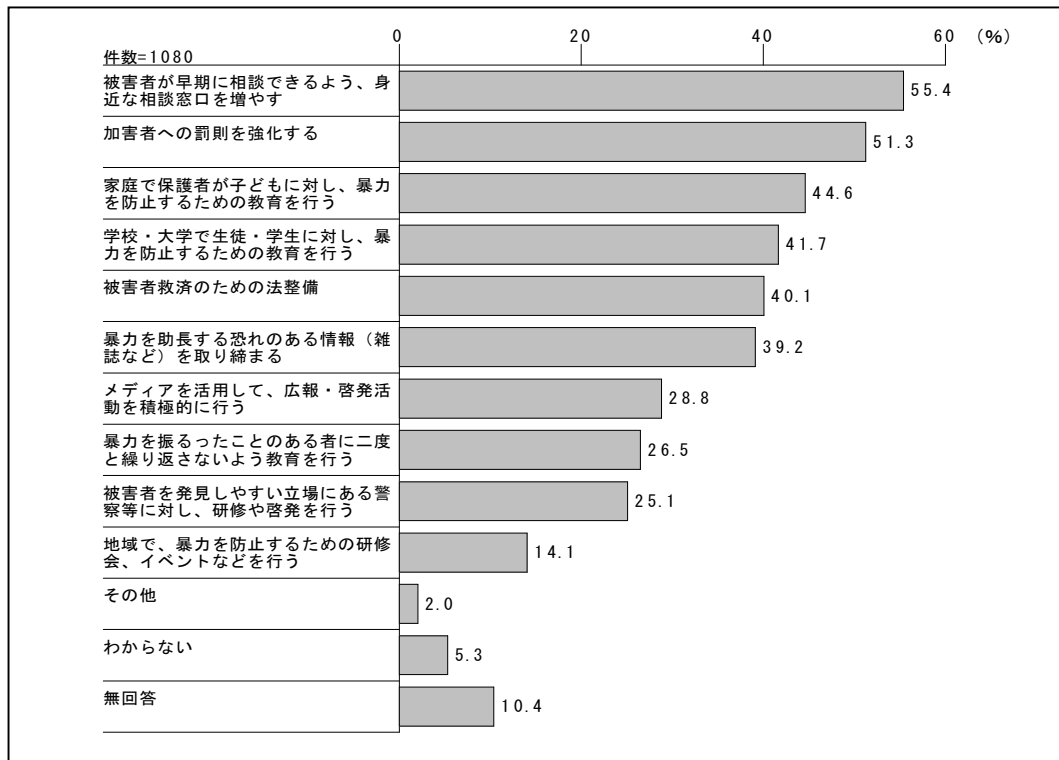
図 5



(3) 配偶者からの暴力など、女性に対する暴力の防止に必要なと思う取組

「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす（55.4%）」、「加害者への罰則を強化する（51.3%）」が5割を超え、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う（44.6%）」、「学校・大学で、生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う（41.7%）」という結果となっています。

図 6



【配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査】（抜粋）

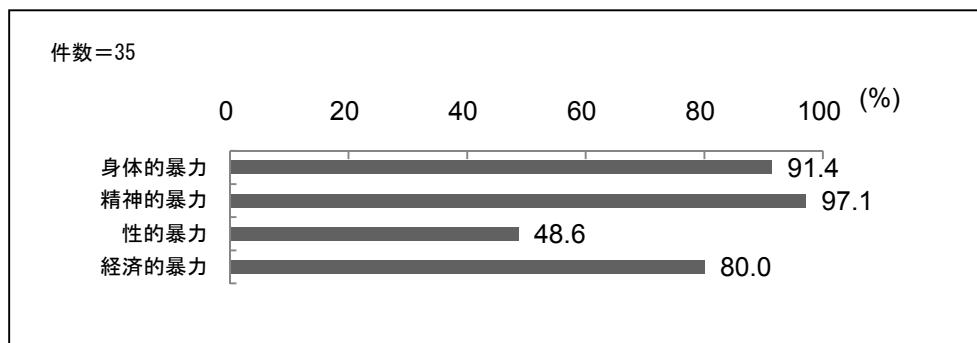
（1）配偶者からの暴力の被害経験について

ア 配偶者から受けたことのある暴力

「あなたがこれまでに配偶者から受けたことのある暴力はどれですか。（複数回答可）」の問に対して、「精神的暴力」（97.1%）、「身体的暴力」（91.4%）の回答が多くなっています。

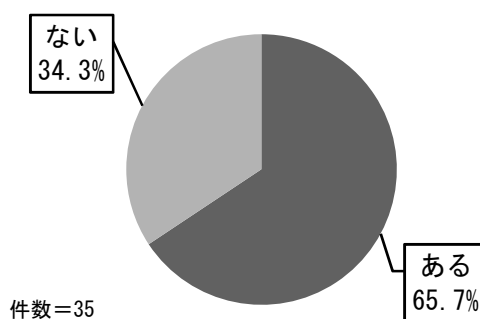
また、この質問に対する回答者1人あたりの選択数は3.2項目で、複数種類の暴力を受けています。

図 7



イ 医師等の診断等を受けたことの有無

「あなたは、暴力による怪我や精神的不調で、医師等の診断等を受けたことがありますか。」の問に対して、「診断等を受けたことがある」人は65.7%となっています。

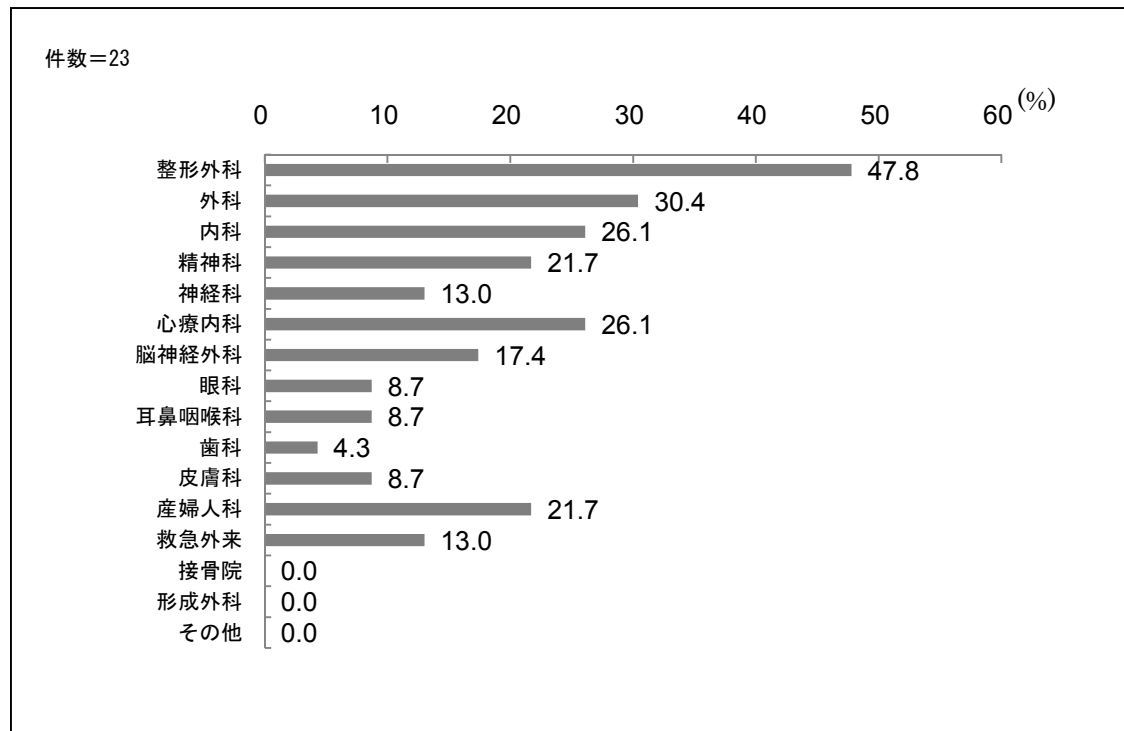


ウ 診療を受けた診療科

「あなたは、何科で診察を受けましたか。(複数回答可)」の問に対して、「整形外科」(47.8%)が最も多く、以下「外科」(30.4%)、「内科」(26.1%)、「心療内科」(26.1%)、「精神科」(21.7%)、「産婦人科」(21.7%)となっています。

この質問に答えた23人の回答数は57件で、一人当たり平均2.5科を受診しています。

図 8

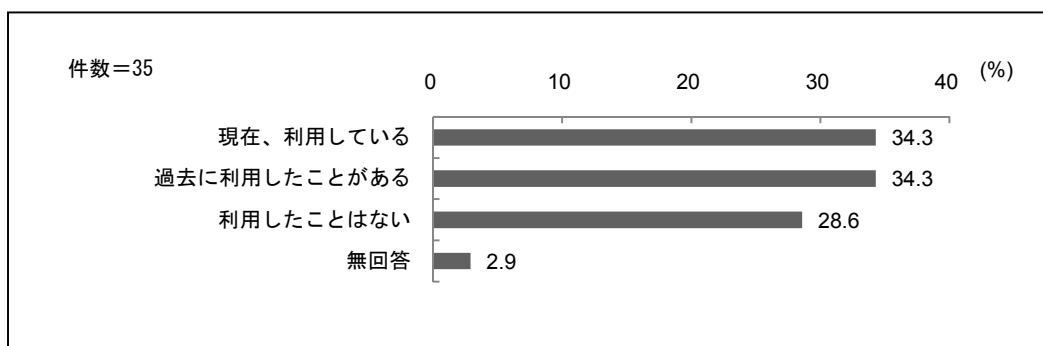


(2) 一時保護や避難施設の利用状況について

ア 宿泊設備のある施設の一時的な利用状況

「あなたはこれまでに配偶者の暴力から避難するために、宿泊設備のある施設を一時的に利用したことがありますか。」の問に対して、「現在、利用している」、「過去に利用したことがある」人は共に34.3%となっています。

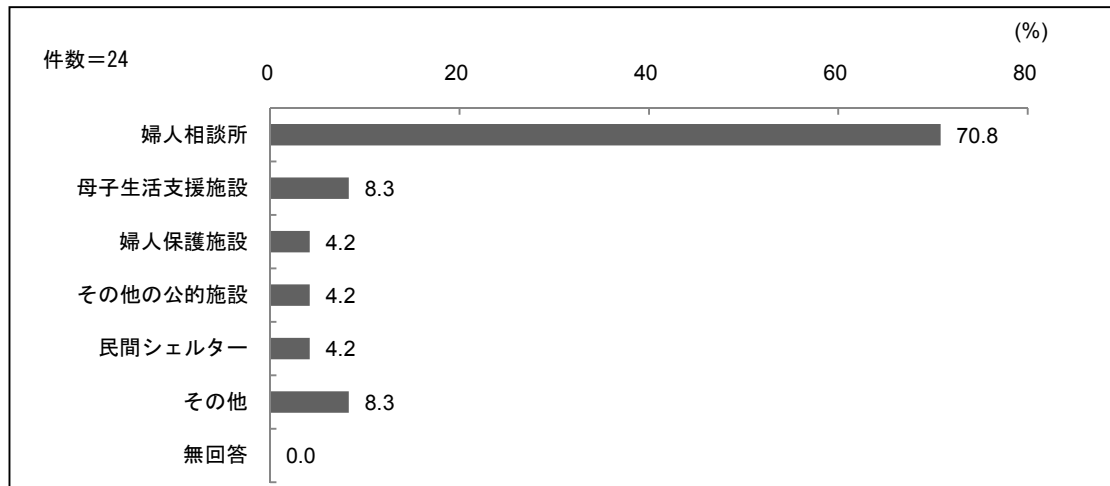
図 9



イ 家を出てから最初に利用した施設

宿泊設備のある施設を一時的に利用したことがある人の中で、「あなたが、家を出て最初に利用した施設はどこですか。」の問に対して、「婦人相談所」(70.8%) が最も多く、次いで「母子生活支援施設」(8.3%) となっています。

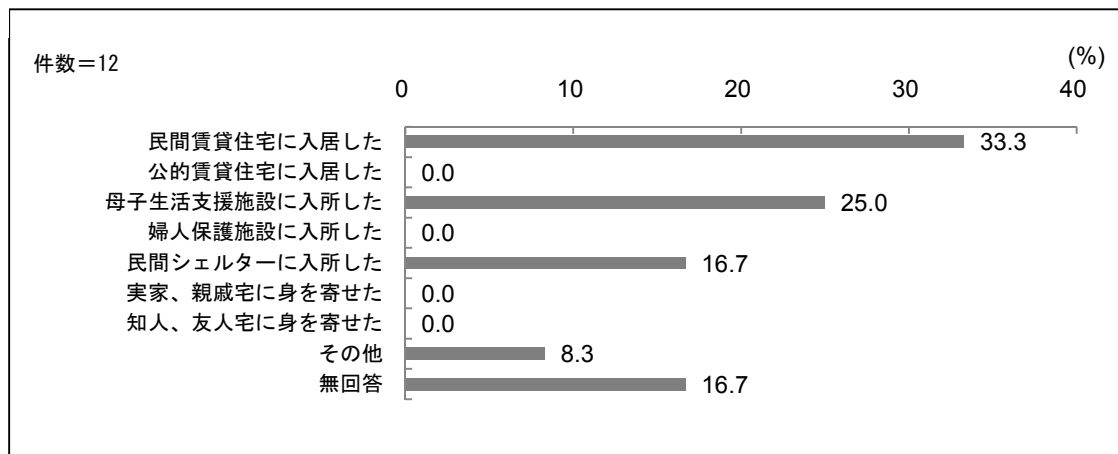
図 1 0



ウ 施設を出た後の状況

配偶者の暴力から避難するために、宿泊設備のある施設を一時的に利用したことがある人の中で「あなたは施設を出た後、どうしましたか。」の問に対して、「民間賃貸住宅に入所した」(33.3%) が最も多く、次いで「母子生活支援施設に入所した」(25.0%) となっています。

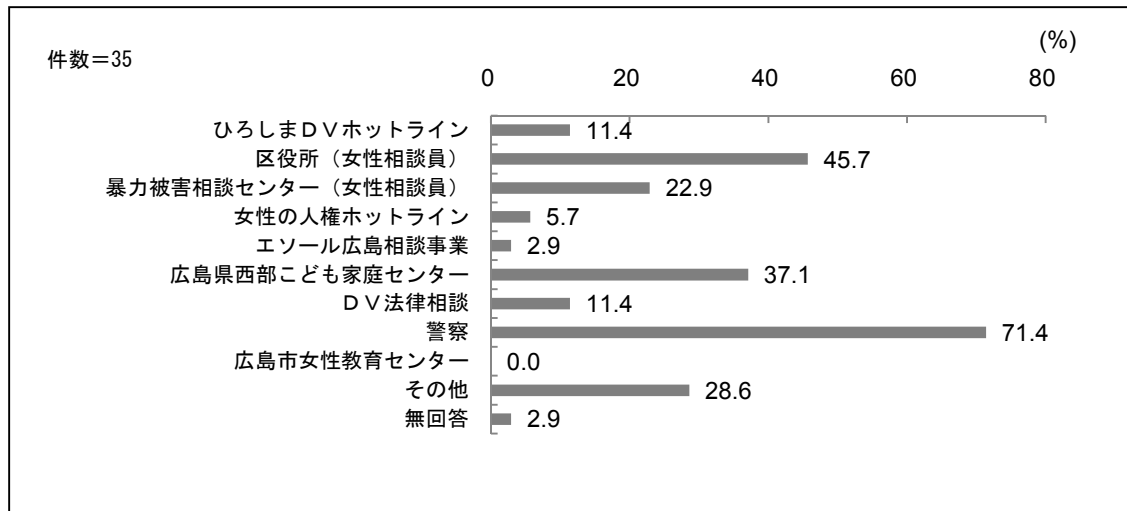
図 1 1



(3) 相談窓口の利用状況について

「あなたが利用した相談窓口はどれですか。(複数回答)」の問に対して、「警察」(71.4%)が最も多く、以下「区役所(女性相談員)」(45.7%)、「広島県西部こども家庭センター」(37.1%)となっています。

図1 2

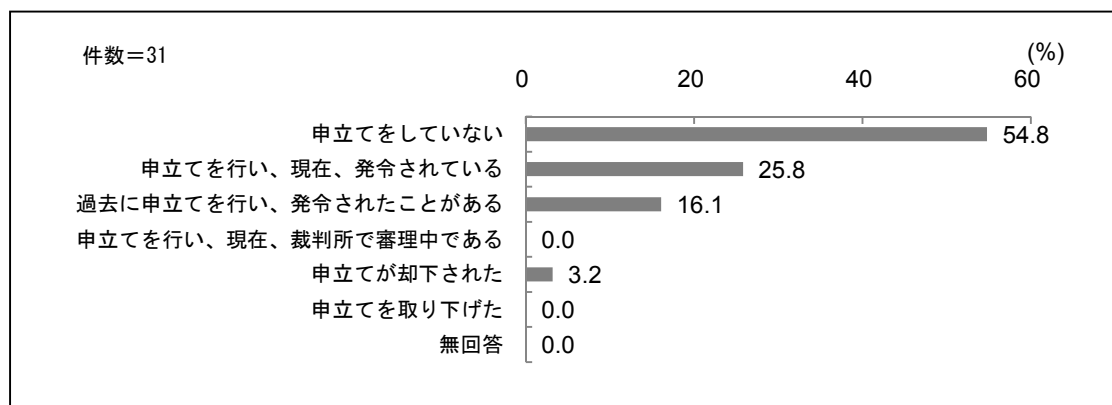


(4) 保護命令の申立て状況について

ア 保護命令の申立て状況

「あなたは、裁判所に対して、保護命令の申立てをしましたか。」の問に対して、「申立てをしていない」(54.8%)が5割を超えています。「申立てを行い、現在、発令されている」人は25.8%、「過去に申立てを行い、発令されたことがある」人は16.1%となっています。

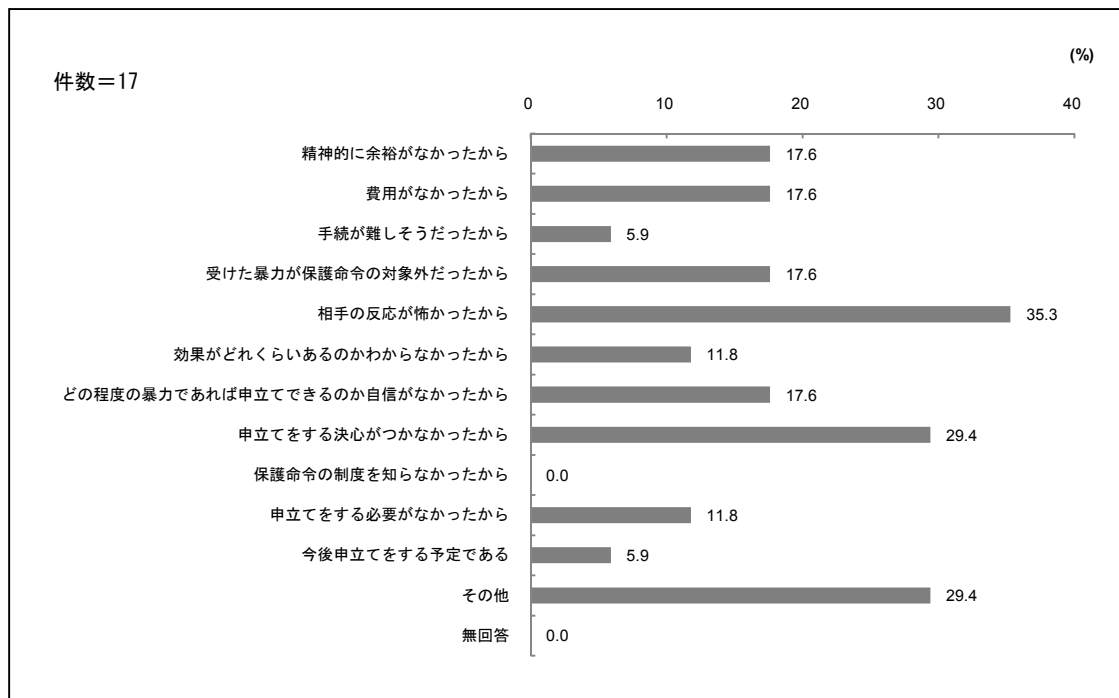
図1 3



イ 保護命令の申立てをしていない理由

裁判所に対して、保護命令の申し立てをしていない人は「保護命令の申し立てをしていない理由はなんですか。（複数回答可）」の問に対して、「相手の反応が怖かったから」（35.3%）が最も多く、以下「申し立てをする決心がつかなかったから」（29.4%）、「精神的に余裕がなかったから」、「費用がなかったから」、「受けた暴力が保護命令の対象外だったから」、「どの程度の暴力であれば申し立てできるのか自信がなかったから」（各 17.6%）となっています。

図 1 4

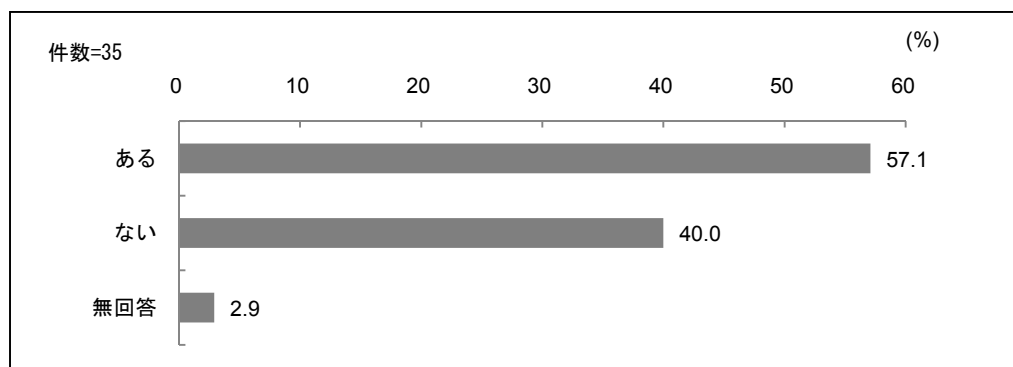


(5) 現在の生活状況等について

ア 追跡された経験

「相手と離れて生活している間に、追跡された経験はありますか。」の問に対して、57.1%の人があると回答しています。

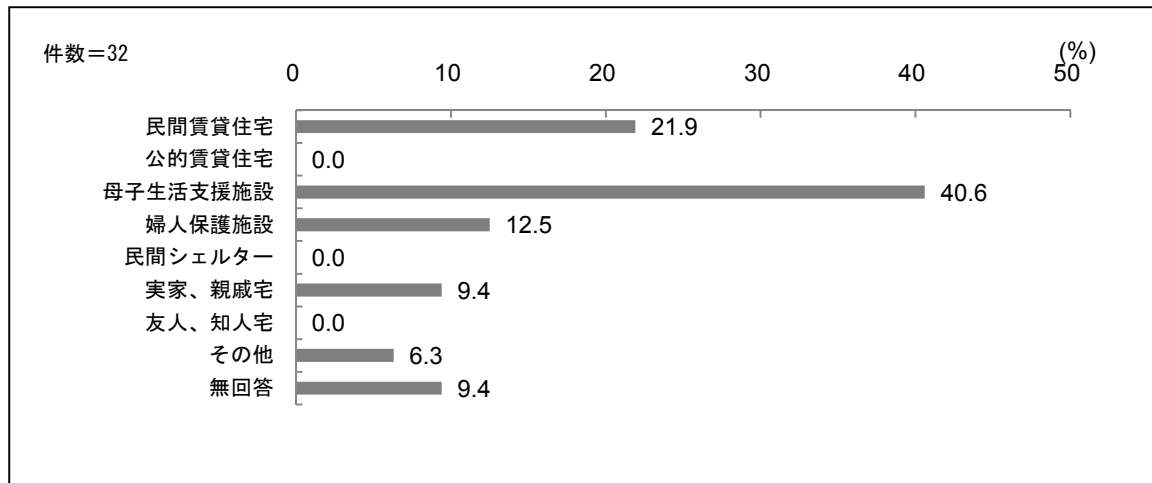
図 1 5



イ 住まい

「現在の住まいはどちらですか。」の問に対して、「母子生活支援施設」、「婦人保護施設」など公的機関が 53.1%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅」(21.9%)となっています。

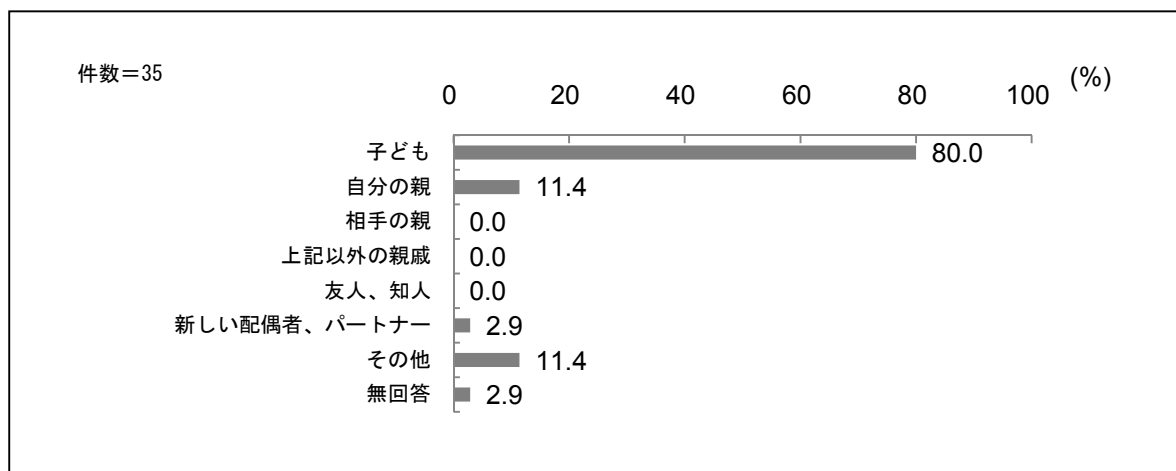
図 1 6



ウ 同居者

「あなたは、現在、誰と一緒に住んでいますか。(複数回答可)」の問に対して、「子ども」(80.0%) が最も多く、次いで「自分の親」(11.4%) となっています。

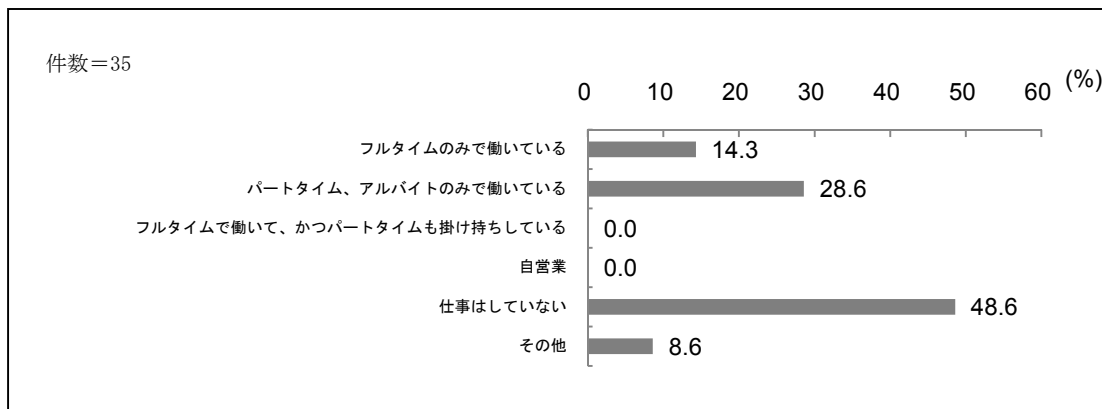
図 1 7



エ 就労状況

「あなたは、現在、仕事を持っていますか。」の問に対して、「仕事はしていない」(48.6%)が最も多く、以下「パートタイム、アルバイトのみで働いている」(28.6%)、「フルタイムのみで働いている」(14.3%)となっています。

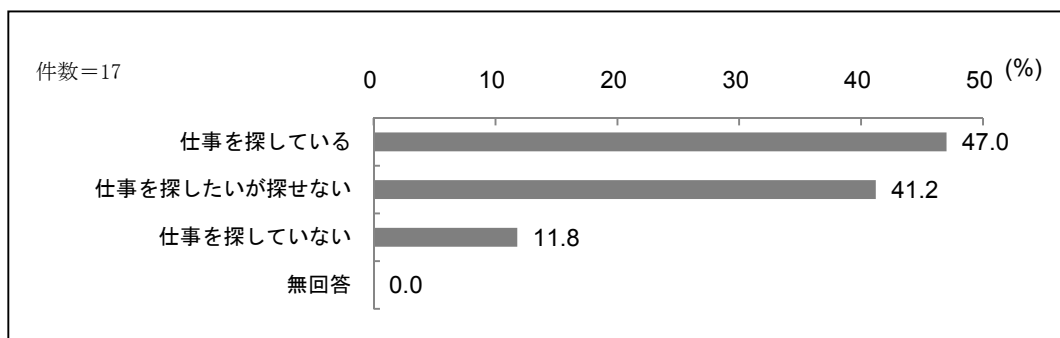
図18



オ 求職状況

仕事はしていない人の中で、「あなたは、現在、仕事を探していますか。」の問に対して、「仕事を探している」人が47.0%で、次いで「仕事を探したいが探せない」人が41.2%となっています。

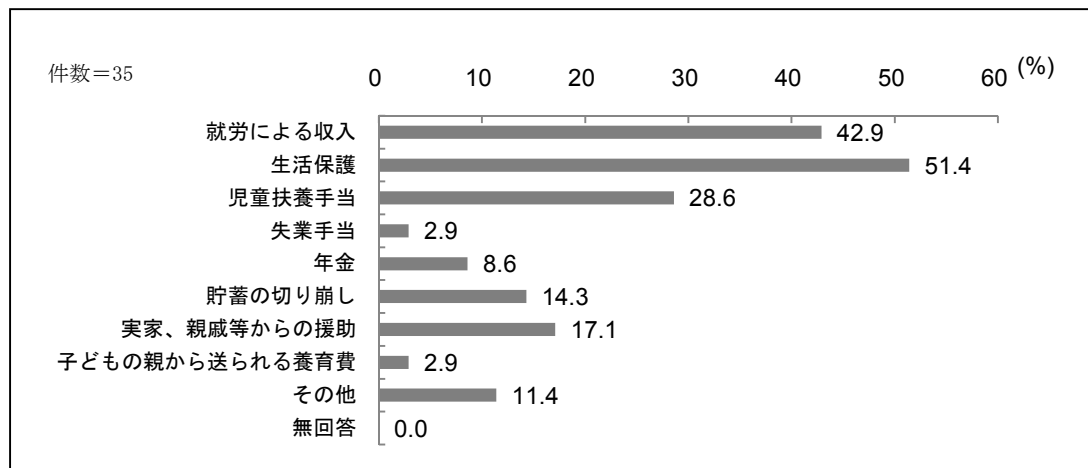
図19



カ 生活費

「あなたは、現在、生活費はどのようにまかなっていますか。(複数回答可)」の問に対して、「生活保護」(51.4%)が最も多く、以下「就労による収入」(42.9%)、「児童扶養手当」(28.6%)となっています。

図 2 0

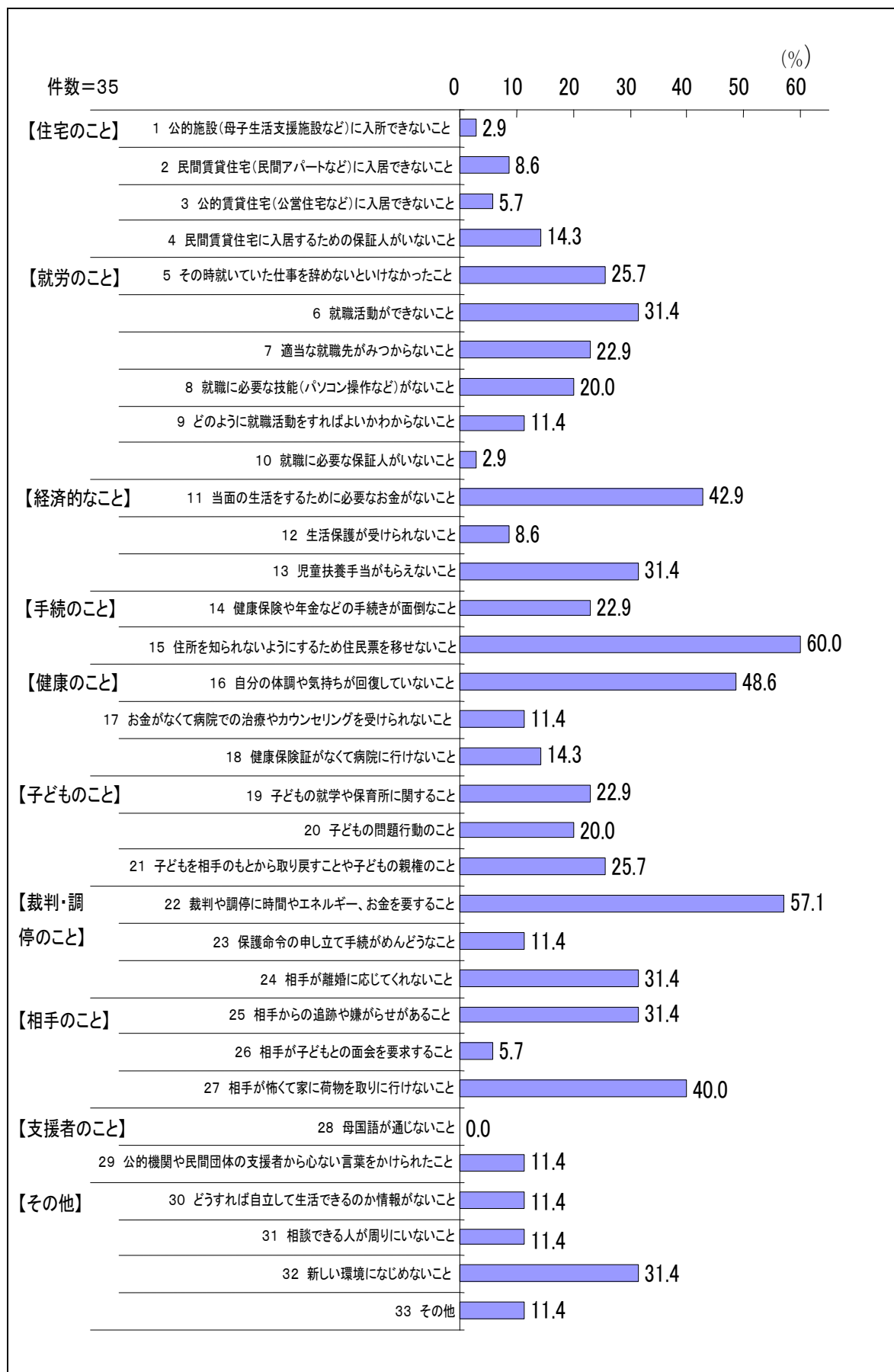


キ 相手と離れて生活を始めるにあたって困ったこと

「あなたが相手と離れて生活を始めるにあたって、どのようなことに困りましたか。(複数回答可)」の問に対して、「住所を知られないようにするため住民票を移せないこと」(60.0%)が最も多く、以下「裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要すること」(57.1%)、「自分の体調や気持が回復していないこと」(48.6%)、「当面の生活をするために必要なお金がないこと」(42.9%)などとなっています。

この質問に対する回答者 1 人あたりの選択数は 7.0 項目で、相手と離れて生活を始めるにあたって複数の困難を抱えている人が多くなっています。

図 2 1



ク 支援について

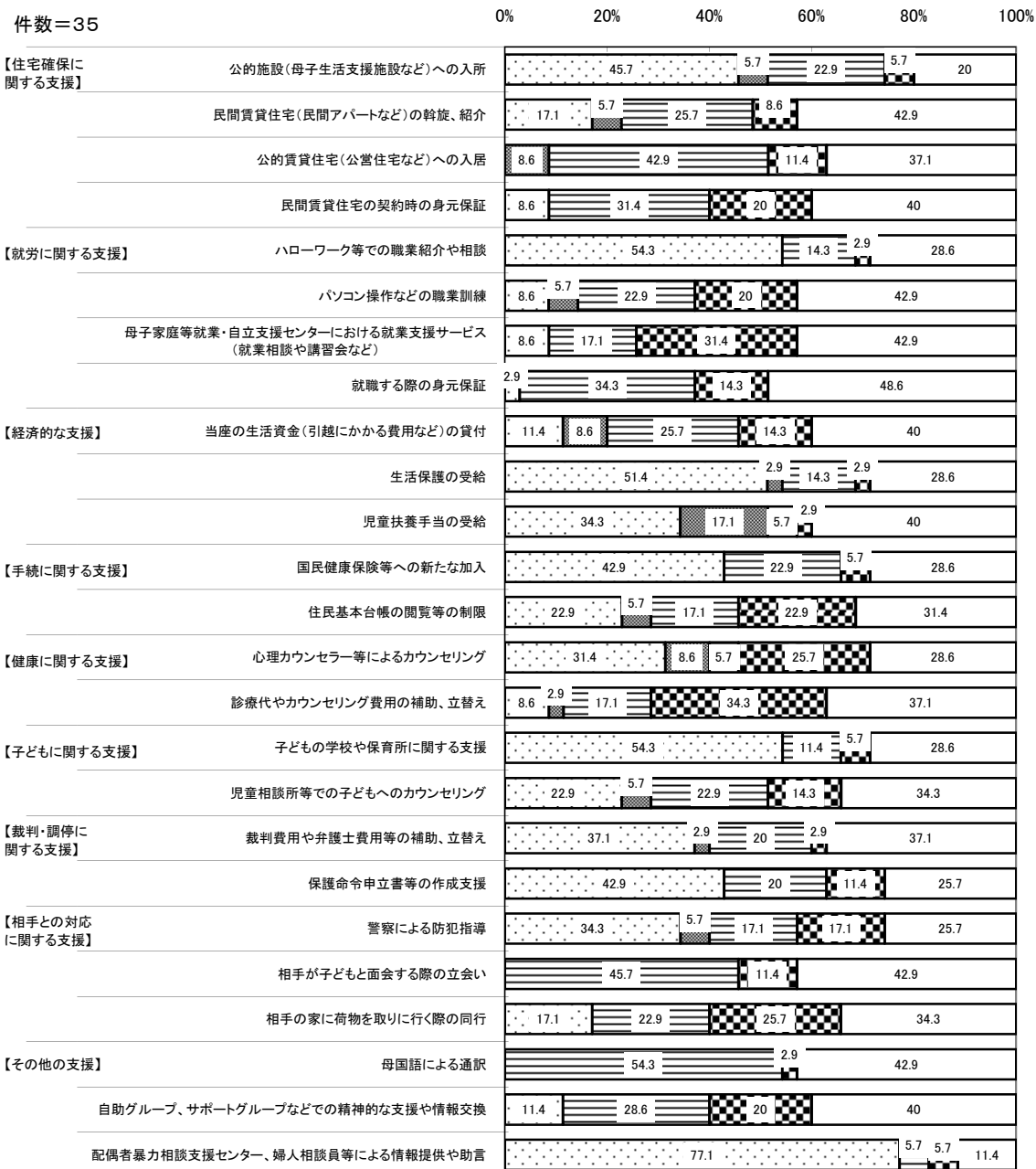
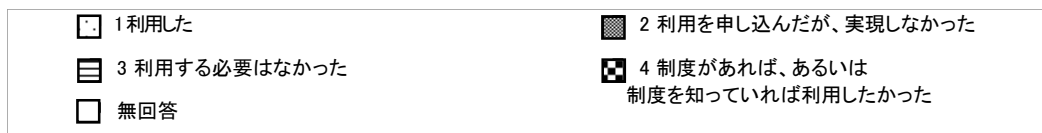
「利用した支援はどれですか。(複数回答可)」の問に対して、「利用した」支援は、「配偶者暴力相談センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(77.1%)が最も多く、以下「ハローワーク等での職業紹介や相談」(54.3%)、「子どもの学校や保育所に関する支援」(54.3%)、「生活保護の受給」(51.4%)「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(45.7%)、「国民健康保険等への新たな加入」(42.9%)、「保護命令申立書等の作成支援」(42.9%)となっています。

「利用を申し込んだが、実現しなかった」支援は、「児童扶養手当の受給」(17.1%)が最も多く、以下「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」(8.6%)、「当座の生活資金(引越にかかる費用など)の貸付」(8.6%)、「心理カウンセラー等によるカウンセリング」(8.6%)となっています。

「制度があれば、あるいは制度を知っていれば利用したかった」人が多い支援は、「診療代やカウンセリング費用の補助、立替え」(34.3%)が最も多く、以下「母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービス(就業相談や講習会など)」(31.4%)、「心理カウンセラー等によるカウンセリング」(25.7%)、「相手の家に荷物を取りに行く際の同行」(25.7%)となっています。

図 2 2

以下に掲げる支援の利用状況について、1 から 4 のうちあてはまる番号すべてに○をつけてください。《複数回答》



【配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査自由記入欄及びヒアリング調査での主な意見】

(1) 広報・啓発

- 女性が多い職場等にDVを受けた場合のパンフレットを置いてほしい。
- 相談窓口などの情報が手に入らない。
- 民生委員や近所の人など、地域の人に早く気付いてほしかった。多くの人がDVについて理解して、早期発見ができるような環境になればいい。

(2) 相談支援

- 調停などで決着がつかない場合など、自分で弁護士を頼むのは大変である。専属の弁護士がいれば安心だ。
- 将来や子どものことに関して次々と悩みが出てくる。いつも相談ができて、話を聞いてくれる人がほしい。
- 相談窓口は、土日や夜間でも対応してほしい。相談窓口が開いていないときに、どうすればいいのか、混乱してしまう。
- 携帯電話から固定電話の相談窓口に通話すると通話料が高いし、負担が大きい。また、急に通話料が高くなると加害者が不審に思い、相談したことが露呈する。フリーダイヤルの相談窓口があるとよい。
- 被害者が集まり、互いの悩みを話したり、被害者の子どもたち同志で遊んだりできる場がほしい。また、こうした場は公共が提供し、被害者をサポートしたい人や場を運営するスタッフ（たとえば、元被害者）に対しての支援（財政的支援）を行ってほしい。
- オールマイティで助言してくれる、一緒になって考えてくれる人がいてほしい。
- 相談員は、二次被害を起こさない、理解があり、専門性のある的確な人であるべきだ。
- 相談すること自体、ものすごく勇気がいること。被害の状況など、自分から話すことができないので、相談員から話を聞き出してくれるよう配慮してほしい。
- 自立していくにあたって、受けることのできる支援について、もっと分かりやすく説明してほしい。

(3) 保護

- 保護命令が6か月ではなく、一生有効ということはできないのか。
- 保護命令の対象に「精神的暴力」を加えてほしい。

(4) 自立支援

- 民間住宅への入居の際、家族などが保証人になれない場合の支援がいるのではないかな。
- 相手から養育費も受け取れず、生活保護も受けられないような被害者に対して、金銭的な支援があれば助かると思う。
- 何も持たず家を飛び出したので、必要なものを代わりに取りに行ってもらえるなどの手段が取れていたら良かった。
- 手続の際に、一緒に窓口に行ってもらいたい。

- 子育てと仕事の両立で大変である。買い物などを手伝ってくれるボランティアの人がいたら、本当に助かると思う。

(5) 関係機関との連携

- 長い間DVを見てきた子どもが暴力的である。心に深い傷を抱えている子どもの心のケアに力を入れてほしい。